

社会福祉法人 寿光会

役員及び評議員の報酬等に関する基準

(目的)

第1条 この基準は、社会福祉法人寿光会（以下「当法人」という。）定款第8条及び第21条の規定に基づき、役員及び評議員の報酬に関する必要な事項を定めることを目的とする。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事を言い、評議員と併せて役員等と言う。
- (2) 報酬等とは、報酬、賞与その他の職務執行の対価として受ける財産上の利益及び退職慰労金等であって、その名称の如何を問わない。また、費用とは明確に区分されるものとする。
- (3) 費用とは、職務遂行に伴い発生する交通費、旅費（宿泊費を含む）及び参加費、手数料等の経費を言い、報酬とは明確に区分されるものとする。

(報酬等の支給)

第3条 役員等の報酬は、定款第8条及び第21条に定めるとおり、無報酬とする。

(費用)

第4条 役員等が出張する場合は、別に定める旅費規程に基づいて、旅費を支給する。

- 2 役員等が職務の遂行に当たって旅費以外の費用を要する場合は、別に定める費用弁償規程に基づき、当該費用を支給する。

(改廃)

第5条 この基準の改廃は、理事会の決議を経て、評議員会の承認を受けて行うものとする。

附 則

1 この細則は、平成29年4月1日から施行する。